

## 学校期における女子のスポーツ政策に関する研究 —女子に特化した施策の必要性—

### A Study on Sport Policy for Girls during the School Period : Why Specific Measures for Girls are Required

田原 淳子, 池田 延行

Junko TAHARA and Nobuyuki IKEDA

#### はじめに

文部科学省による「全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書」によれば、小中学生の女子の運動実施率が同年代の男子に比べて際立って低い(文部科学省, 2010)。こうした女子の運動・スポーツ離れは、本人の健康や体力、活力への懸念に留まらず、将来、母親や保育者等として次世代の育成に携わることを考えるとき、その影響を看過することはできない(日本学術会議, 2011)。

わが国の学校期における女子のスポーツ政策に目を向けると、これまで女子の運動・スポーツ離れが指摘されることはあっても、そのための具体的な政策が検討されたことはほとんどなかったのではないだろうか。そこで、本研究では、学校期の女子に焦点化して、関連する日本の法律、女性とスポーツに関する国際条約や宣言、日本における女性スポーツ政策研究の動向などを整理し、学校期における女子のスポーツ政策を検討するための基礎資料を得ることを目的とした。

なお、本稿では、女子の競技力向上に関する内容は研究の対象外とし、女子のスポーツ促進に焦点を当てることとした。

#### 1. 日本における関係法

##### (1) 「スポーツ基本法」

周知のように、「スポーツ基本法」(平成23年、法律第78号)により、全ての国民がスポーツに参画する権利と機会を有することが明記された。関連して、同法第三章基本的施策、(学校における体育の充実) 第十七条において、国及び地方公共団体の役割として、体育に関する指導の充実、スポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用などの施策を講ずるよう努めることが定められた。ここで言う「学校体育の充実」の対象は、教科体育だけと解すべきではなく、学校の課外活動(運動部活動)も含むものとみられる(日本スポーツ法学会, 2011)。

##### (2) 「スポーツ振興基本計画」

文部科学省による「スポーツ振興基本計画」(平成18年改定)には、わずかに学校期における女子のスポーツ参加促進に関連する記述がみられる。それは、「A.政策目標達成のため必要不可欠である施策 (2) 子どもを惹きつけるスポーツ環境の充実 —学校と地域の連携— ③今後の具体的な施策展開 2) 学校と地域で活躍できる指導者

の養成・確保」に記載されているので、以下に引用する（ただし、下線は筆者）。

地方公共団体や日体協、財団法人日本レクリエーション協会（以下「日レク協」という。）等においては、各主体が実施する講習会やスポーツ指導者養成事業について、受講者が参加しやすいよう配慮しつつ、子どもの発達段階に応じて多様な指導を行うことができるスポーツ指導者の養成、資質の向上に取り組むことが期待される。その際、女子のスポーツ参加を促進するために、その指導の在り方について十分理解がなされるよう工夫が求められるとともに、女性のスポーツ指導者の養成、資質の向上にも一層取り組むことが求められる。なお、特に地方公共団体においては、学校における地域のスポーツ指導者の活用を一層推進するため、スポーツ指導者に対する学校での指導における配慮事項やスポーツ障害の予防等に関する研修の機会の提供や学校関係者に対する啓発を行うとともに、スポーツ指導者が安心して協力できるよう、事故発生時の保障の充実等の環境整備が期待される。

上記の文面からは、女子のスポーツ参加を促進することの必要性は認識されているものの、その指導の在り方とはどうあるべきなのか、どのような配慮事項があるのかといった具体的な内容は見えてこない。従って、研修や啓発の中身についても同様に実質的なビジョンは明らかにされていない。

## 2. 女性とスポーツに関する国際条約等

世界女性スポーツ会議は、スポーツにおける男女共同参画の理念および枠組みについて重要な提案をなし、その後の世界各国の活動の指針を提供してきた。その第1回会議（1994年）で採択された「ブライトン宣言」には、学校期の女子に関して次のように記している（井谷ほか，2001）。

### 3. 学校とジュニア・スポーツ

女子と男子がスポーツに対して著しく異なる見方で近づくという研究発表がなされている。若者のスポーツや教育、レクリエーション活動や体育教育に携わる者は、女子の価値観、姿勢や目標を考慮した、公平な範囲の機会と学習経験が、若者の体力づくりや基本的スポーツ技術の習得のためのプログラムに組み込まれていることを保証しなければならない。

### 7. 教育、トレーニングと能力開発

コーチとその他のスポーツ職員に対する教育、トレーニングと能力開発にあたっては、教育の過程と経験がジェンダー・エクイティーと女性選手のニーズに関する問題に関わるものであり、スポーツにおける女性の役割を公平に反映し、女性のリーダーシップの経験、価値、そして姿勢などに確かな責任を持たねばならない。

日本においては、2001年大阪市で開催された第1回アジア女性スポーツ会議を経て、「スポーツの男女共同参画プラン」（試案）が作成、公表された。その中で学校期における女子のスポーツ促進に関しては、次に示すように「プラントン宣言」からさらに進化させ、評価のための指標も付加された。

#### 〈学校体育や地域スポーツの改善〉

10. 学校体育において、男女平等なカリキュラムを制定し実施するだけでなく、学校内の規則や教師の言動など、学校環境全体にわたって男女公平が促進されるよう保証する。

◇評価のための指標：体育カリキュラムの男女差（学習内容、及び時間）の状況

11. 少女のスポーツに対する価値観や姿勢が様々な社会的影響を受けていることに配慮し、公平な機会と学習経験を保証すること

によって、少女のスポーツ参加を促進し、能力を最大限に発揮できるようなスポーツプログラムを提供することを奨励する。

◇評価のための指標：初等・中等教育段階における体育専門教師の配置率

〈能力開発〉

12. 女性の指導者やコーチ、審判を育成するための制度をつくりあげるよう要請する。

◇評価のための指標：女性の指導者・コーチの割合

〈啓発活動〉

13. コーチやスポーツ関係者に対し、スポーツにおける男女公平の促進に向けた教育・啓発活動を推進するよう働きかける。

◇評価のための指標：中央行政機関、あるいは代表的なスポーツ組織によるジェンダーフリー促進に向けた教育・啓発活動の有無

### 3. 日本における女性スポーツ政策に関する研究動向

日本におけるスポーツ政策研究やスポーツ政策に関する特集記事の中で、女性のためのスポーツ政策が取り上げられることは少ない。その中で女性スポーツ政策への提言や課題として現れるのは、主に競技スポーツと生涯スポーツのカテゴリーに大別される（新井、荒木・小谷、内海）。しかし、わが国の学校期における女子のスポーツ政策に関する研究はみられず、未着手の状態にあるといえる。

### 4. なぜ女子のスポーツ政策が必要なのか

公益財団法人全国高等学校体育連盟によれば、平成24年8月現在の加盟者数（全日制・定時制・通信制を含む）は、1,211,385人（女子439,203人、男子772,182人）であり、女子の割合は36.3%、男子63.7%である。この比率は、データが公表されている平成15年度以降、10年余りほとんど変化はみられない。この男女比の差は大きく、このことはすなわち男女共通の政策を行っているだけでは女子の運動・スポーツ実施率を上げるには不十

分であることを示しているといえよう。

井谷（2004, pp.195-196）は、女性のスポーツ離れは小学校期から徐々に進行し、高等学校あたりから表面化して明確に現れるのが高校卒業後であるとの見方を示している。女性は、家庭や学校、社会のなかで知らず知らずのうちにスポーツから阻害され、男性とは異なるスポーツライフを歩む現象がみられる。そのため、男性よりもむしろ強くあるといわれる女性のスポーツへの潜在的ニーズが十分満たされていないのが実情であるという（井谷, pp.200-201）。学校期別にみると、小学校では学校外でのスポーツ活動が中心で、家族のはたらきかけなどが強く作用すること、また小学校期には経済的、地理的な要因もはたらい、組織的なスポーツ活動に加わることができなかった子どもたちが、中学校では学校内での部活動が本格的に始まり、スポーツ活動に接近しやすくなる。しかし、高校期に入ると、男女ともにスポーツ離れが進み、女子に著しい傾向がみられる。

スポーツにおけるジェンダーの主流化を進めるために、橋本（2007）が行った5つの提案の中で注目されるのは、「体育教員や小学校教員養成課程におけるジェンダー教育の実施」である。女子のスポーツ傾向を把握し、ジェンダーバイアスの解消を含むジェンダー平等の観点から適切に指導できる教員の養成が求められている。

以上のことから、「スポーツの男女共同参画プラン」（試案）を基準とした現状の調査・検証を行い、教員養成カリキュラムやスポーツ指導者研修を含めた、学校期における女子のスポーツ促進への施策が求められている。

本研究は平成24年度国士舘大学体育学部附属体育研究所研究助成により実施された。

### 引用・参考文献

・新井喜代加（2008）女性スポーツ政策. スポーツ政策の現代的課題, 諏訪伸夫・井上洋一・齋藤健司・

- 出雲輝彦 [編] 日本評論社, pp.86-96.
- ・荒木香織・小谷郁 (2012) トップスポーツに関わる女性のアスリート・コーチ・理事の経験を探る. pp.12-17, SSF スポーツ政策研究 第1巻第1号, 2011年度笹川スポーツ研究助成研究成果報告書.
  - ・橋本ヒロ子 (2007) ジェンダー平等政策におけるスポーツ; スポーツ政策におけるジェンダー. シンポジウム「ジェンダー視点から検証する日本のスポーツ政策」, スポーツとジェンダー研究 Vol.5 : 80.
  - ・井谷恵子 (2004) 女性のスポーツ嫌いとはスポーツ離れ. 飯田貴子・井谷恵子編著, スポーツ・ジェンダー学への招待. pp.193-201.
  - ・井谷恵子・田原淳子・來田享子編著 (2001) 目でみる女性スポーツ白書. 大修館書店, pp.306-309.
  - ・公益財団法人全国高等学校体育連盟, 加盟登録状況. [http://www.zen-koutairen.com/f\\_regist.html](http://www.zen-koutairen.com/f_regist.html)
  - ・文部科学省スポーツ青少年局 (2010) 平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書.
  - ・日本学術会議 健康・生活科学委員会 健康・スポーツ科学分科会 (2011) 「提言 子どもを元気にする運動・スポーツの適正実施のための基本指針」 p.17.
  - ・日本スポーツ法学会編 (2011) 詳解スポーツ基本法. 成文堂, p.52, 329, 332.
  - ・スポーツ界の男女平等を推進する会 (2002) スポーツの男女共同参画をめざして. p.4, 5, 10-14.
  - ・内海和雄 (2005) 日本のスポーツ・フォー・オールー未熟な福祉国家のスポーツ政策一. 不味堂出版, pp.356-368.